

带状疱疹定期予防接種について

令和7年4月1日から、带状疱疹予防接種が定期接種となりました。
令和7年度～令和11年度までの5年間は、65歳～100歳までの方が5歳刻みで
順次対象者となります。(令和12年度からは、65歳の方のみが対象)
令和8年度の対象の方には、案内のはがきを送付しますのでご確認ください。

令和7年4月1日から（定期接種）

令和8年度 接種期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日	
令和8年度 対象者	裏面を参照してください	
種類	乾燥弱毒性水痘ワクチン (生ワクチン)	乾燥組換え带状疱疹ワクチン (不活化ワクチン)
自己負担額	2,500円×1回	6,500円×2回 ※1回目は1月末までに接種
接種回数	1回接種	2か月間隔で2回接種
持参するもの	・健康保険証、マイナンバーカードなどの本人確認書類 ・予診票（保健センター窓口または、郵送にて配布） ・ <u>60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害があり日常生活がほとんど不可能な方に該当される方は、上記に加えて身体障害者手帳</u>	
接種方法	県内医療機関（医師会加入）での個別接種 ※医療機関に個人で予約し接種を受けてください。 ※県外医療機関で接種を希望される方は、事前に保健センターにご連絡ください。	

○生活保護世帯の方は接種費用が全額助成されます。

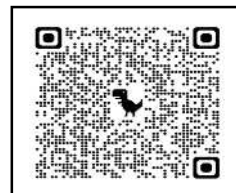
●带状疱疹ワクチンについての詳しい情報はこちら↓



厚生労働省ホームページ

厚労省 带状疱疹ワクチン

検索



(裏面あり)

●令和8年度対象者（接種期間：R8年4月1日～R9年3月31日）

年 齢	生 年 月 日
65歳	昭和36（1961）年4月2日 ～ 昭和37（1962）年4月1日
70歳	昭和31（1956）年4月2日 ～ 昭和32（1957）年4月1日
75歳	昭和26（1951）年4月2日 ～ 昭和27（1952）年4月1日
80歳	昭和21（1946）年4月2日 ～ 昭和22（1947）年4月1日
85歳	昭和16（1941）年4月2日 ～ 昭和17（1942）年4月1日
90歳	昭和11（1934）年4月2日 ～ 昭和12（1935）年4月1日
95歳	昭和 6（1931）年4月2日 ～ 昭和 7（1932）年4月1日
100歳	大正15（1926）年4月2日 ～ 昭和 2（1927）年4月1日

60歳以上65歳 未満（接種当日）	ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方（概ね身体障害者障害程度等1級に相当します。）
----------------------	--

● 注 意 事 項 ●

- 今までに带状疱疹予防接種を受けたことのある方、ご自身で意思表示ができない方は対象外です。
- 带状疱疹にかかったことがある方も、本人が希望する場合は定期の対象となります。
- 不活化ワクチンの2回目の接種日が定期接種の対象期間外となった場合は、定期接種として認められません。
※不活化ワクチンを接種する場合は、遅くとも1回目を対象年度の1月末までに済ませましょう。
- ワクチンの交接種はできません。（例：1回目不活化ワクチン、2回目生ワクチン）
- 接種期間以外、また対象年齢以外の方が接種された場合は全額負担となります。
- この予防接種は、自らの意思で接種を希望する方に実施するものです。個人の重症化予防を目的としており、接種の努力義務はありません。
- 生（水痘）ワクチンと他の注射生ワクチンの接種は27日以上の間隔をおく必要があります。

問い合わせ先：保健センター ☎73-7521